

2010年 3月29日

国土交通大臣 前原 誠司 様

内海ダム再開発事業認定取消訴訟原告団  
内海ダム再開発事業対策弁護団  
寒霞溪の自然を守る連合会  
環瀬戸内海会議  
〈長野の開発と環境を考える〉信州ラブソディ  
浅川・千曲川等治水対策会議  
稲田地区浅川問題を考える会連絡会  
浅川ダム建設予定地の再調査を要望する会  
長沼 浅川千曲川の治水を考える会  
路木ダムを考える河浦住民の会  
羊角湾を守る漁民の会  
天草の海を考える会

### 3月26日発表の5補助ダムへの2010年度予算配分に抗議する ( 抗議書 )

大臣は3月26日の記者会見で、浅川ダム（長野県）、新内海ダム（香川県）、路木ダム（熊本県）、与布土生活貯水池（兵庫県）、野間川生活貯水池（広島県）の5補助ダム事業について、「検証要請の対象から除外する」として、地元知事の事業継続の意向を受け入れ、ダム推進を追認してしまいました。

大臣が昨年12月15日表明したダム事業見直し、新たに策定基準に沿って再検証とした方針からは大きく後退してしまいました。加えて、民主党が昨年の衆議院選挙において発表したマニフェスト「全てのダム事業を見直し」をもかなぐり捨て、公約を破ることになりました。

国として、今後の河川政策の転換を図るために、補助ダムについても関係府県に事業の再検証を要請したのではありませんか。地元知事から検証を拒否され、そのまま事業を認めるのでしょうか。ダムに頼らない治水へ全てのダム事業の見直しを進めるのではなかったのですか？

大臣は3月9日、09年度までに事業採択をして複数年契約をしたとか、本体工事に着工したという新たな区切りを提示しましたが、これは県の既成事実化を企図した駆け込みを容認するものに他なりません。

この10年度予算配分は、事業の目的や内容の正当性の検証を放棄し、ダム事業推進に国として「お墨付き」を与え、結果として5補助ダム事業に対し、国の責任が大き  
く問われることとなります。

いかに、09年度を初年度とした本体工事の複数年契約が議会議決を得て成約したとしても、09年度の補助金交付は単年度であり、10年度予算配分を束縛するものではないと考えます。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、補助金適正化法という）では、関係府県からの補助金交付申請に基づき、交付決定が通知され、初めて交付金が交付されることになっています。そして申請を受けたら事業の目的や内容の適正かどうかについて調査する（法第6条）とされており、その可否を判断することは、あくまで国の裁量権の範囲であると考えます。加えて、形式的に補助金交付決定を行うのであれば、大臣が適切に行使すべき裁量権を放棄したものと言わざるを得ません。

ましてや、大臣は、地方からの補助金への期待について、本体工事契約の議会議決を大きな根拠とされているようですが、「期待権」とは民法上の信義則（信義誠実の原則とも呼ばれる）に基づく、契約締結上の過失の理論のことであると思われ  
ます。これは、相手方に対して契約成立に強い信頼を与えた場合には妥当するとされている  
ものです。大臣が事業見直し・新たな基準に基づく再検証の要請をしていた状態で、  
それを地方があえて拒否して進めた事業について、この理論が妥当する余地はないこ  
とはあきらかです。

そもそも、前政権下の事業認定において、事業そのものの根拠に虚偽や過大な需要予  
測が指摘されている点は、見過ごしてしまうおつもりなのではないでしょうか。知事の意向や  
議会議決より、指摘を検証することこそ、国の果たすべき責任ではありませんか。

大臣自ら事業の再検証を求め、必要性に疑義あるダム事業に交付金という名の「税金  
を投入するのは、国民への背信行為であります。そして、交付決定は必要性に疑義あ  
るダムを国が認めたことになり、国には当然、その理由の説明責任があります。

補助金適正化法第6条に基づき、事業の目的や内容の適正かどうかについて厳格に

調査することこそ、マニフェスト「全てのダム事業見直し」に沿い「コンクリートから人へ」の政策推進にかなうことと考えます。

以上から、私たちは、この3月26日発表の「5 補助ダム事業への10年度予算配分」に強く抗議します。

そして、補助金適正化法第6条の精神に則り、補助金交付申請に際し、事業の目的と内容が適正かどうかについて、関係住民に開かれた現地調査等を行い、厳重な調査を求めます。

※適正化法6条に基づく検証するの否か、書面によるご回答を、4月7日までに下記連絡先までお送りくださいますようお願い申し上げます。

連絡先

山西 克明 〒761-4433 香川県小豆郡小豆島町神懸通甲 1689-2

TEL 0879-82-4634

内山 卓郎 〒381-0063 長野県長野市何去 242

TEL 026-244-0204

松本 基督 〒863-1204 熊本県天草市河浦町崎津 1350-4

TEL 090-2262-1759